



サンセール盛岡婚礼利用券

所 属 所 名		組 合 員 番 号		申 込 者 (組 合 員) 氏 名		性 別		生 年 月 日	
								昭和・平成・令和 年 月 日	
利 用 日				令和		年		月	日
新郎 ・ 新婦	組 合 員 の 場 合 組 合 員 番 号		氏 名		性 別		生 年 月 日		申 込 者 と の 続 柄
							昭和・平成・令和 年 月 日		
							昭和・平成・令和 年 月 日		
共 済 組 合 互 助 会									
利 用 額 (税 抜) (A)				※ 円					
最高限度額＝利用額の 25% (B) (A×0.25)				※ 円		※ 円			
補助区分 (C)	一方が組合員の場合		☐	150,000 円		☐	150,000 円		
	両方が組合員の場合		☐	300,000 円		☐	300,000 円		
補 助 額 (B、Cのいずれか低い額)				※ 円		※ 円			
上記のとおり、利用を申込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合岩手支部長 一般財団法人岩手県教職員互助会長 } 様 申込者（組合員）氏名									

注 ※印の欄は、サンセール盛岡の担当者が記入すること。

利 用 す る 際 の 注 意	1 組合員（会員）及びその子が、結婚披露宴等でサンセール盛岡を利用した場合、その利用額に応じて補助します。 2 補助額は、<u>1人</u>当たり共済組合から150,000円、互助会から150,000円ですが、共済組合、互助会とも、それぞれ<u>1組</u>当たりの利用額の25%を最高限度額とします。 3 利用券は、あらかじめ所要事項を記入し、利用当日までにサンセール盛岡の担当者に提出してください。 4 新郎又は新婦が申込者（組合員）の子の場合は、新郎又は新婦の戸籍抄本（写し可）を添付してください。ただし、新郎又は新婦が組合員、又は申込者（組合員）の被扶養者の場合は不要です。 5 補助額は、利用額精算（支払）後に、サンセール盛岡から、あらかじめ申込者が指定した口座に送金されます。（利用月の翌月末日頃に送金されます。）
--------------------------------------	--